医療法人社団誠心会
虐待防止マニュアル

第3版



作　成　者	虐待防止委員会
作　成　日	2024 年 4 月 1 日
最終更新日	2026 年 11 月 6 日

目次

医療法人社団誠心会 虐待防止マニュアル 1
目次 2
1. 当マニュアルの目的 3
2. 基本的な考え方 3
3. 用語の意義 3
4. 障害者虐待 3
4-1.定義 3
4-2.類型 4
5. 高齢者虐待 5
5-1.定義 5
5-2.類型 5
6. 児童虐待 6
6-1.定義 6
6-2.類型 6
7. ドメスティックバイオレンス 6
8. 虐待への対応 6
8-1. 家族が虐待の加害者である場合 6
8-2. 病院内における体制 7
8-3. 病院内における虐待対応 8
9.雑則 11
9-1.職員研修 11
9-2. 成年後見制度の利用支援 11
9-3. 虐待等に係る苦情解決 11
9-4. マニュアルの閲覧 11
9-5. 守秘義務 11
9-6. 委任 11
10. 附則 11
11. 様式集 12
11-1. 別紙(1)虐待通報書 12
11-2. 別紙(2)虐待通報の受付・経過記録書 13
11-3. 別紙(3)虐待通報の受付報告書 15
11-4. 別紙(4)虐待通報受付報告書 16
11-5. 別紙(5)話し合い結果記録書 17
11-6. 別紙(6)改善結果(状況)報告書 18

1. 当マニュアルの目的

このマニュアルは、医療法人社団誠心会浜北さくら台病院及び併設介護施設における虐待の防止及び対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本的な考え方

医療法人社団誠心会職員は、患者様の人権を尊重し、及び擁護し、並びに虐待の発生の防止に努めるとともに、虐待の早期発見及び早期対応並びに再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、及びこのマニュアルを遵守して、障害者福祉、高齢者福祉及び児童福祉の増進に努めるものとする。

3. 用語の意義

①このマニュアルにおいて「虐待」とは、家族、職員等から患者様本人（以下「本人」という。）に対する障害者虐待、高齢者虐待及び児童虐待をいい、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）を含むものとする。
②このマニュアルにおける用語の意義は、医療法人社団誠心会浜北さくら台病院および併設介護施設の運営及び組織に関する規則及び規程において使用する用語の例による。

4. 障害者虐待

4-1.定義

①このマニュアルにおいて「障害者」とは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。） 第2条第1項に規定する障害者をいう。
・障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第2条第1号では、「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を有していない者及び満 18 歳に達していない者を含むことに留意しなければならない。
②このマニュアルにおいて「障害者虐待」とは、障害者虐待防止法第2条第2項に規定する養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
・「養護者」とは、障害者虐待防止法第2条第3項に規定する養護者をいい、障害者の身辺の世話、身体介助、金銭の管理等を行っている当該障害者の家族、親族、同居人等をいう。
・「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者虐待防止法第2条第4項に規定する障害者福祉施設従事者等をいい、障害者支援施設若しくは障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の業務に従事する者をいう。
・「使用者」とは、障害者虐待防止法第2条第5項に規定する使用者をいい、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

4-2.類型

障害者虐待は、次の表のとおりとする。

区　　分	内　　容　　及　　び　　具　　体　　例
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴力、体罰その他の暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体の動きを抑制し、又は身体を拘束することをいう。 【具体例】 ●平手打ちをする・殴る・蹴る・つねる ●本人の意思にかかわらず、強制的に食べ物又は飲み物を口に入れる・やけどさせる・打撲させる ●車イス、ベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる ●本人の行きたい方向に意図的に行かせないようにする ●柱、イス、車イス、ベッド等に縛り付ける ●医療的必要性に基づかない投薬によって、動きを抑制する ●ミトンやつなぎ服を着せて、動きを抑制する ●部屋に閉じ込める ●医療機関等の管理等の都合により、本来は必要のない薬を服用させる
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、又は障害者をしてわいせつな行為をさせることをいう。 【具体例】 ●性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスをする ●わいせつな映像や写真をみせる・本人の前でわいせつな言葉を発する ●更衣、トイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影したりする ●援助に不必要な露出を意図的に強要する
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。 【具体例】 ●「バカ」「あほ」等の侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う ●「そんなことをしたら退院させない」等の言葉による脅迫 ●仲間に入れない・子ども扱いをする・人格をおとしめるような扱いをする ●本人が自身で食事ができるのに、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする・業務従事者が提供しやすいように食事を混ぜる ●話しかけているのに意図的に無視する・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない ●異性の患者への看護援助に十分な配慮を行わない

放棄・放置（ネグレクト）	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、医療を受ける他の障害者による身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ることをいう。 【具体例】 ●食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって、栄養状態が悪化している ●あまり入浴しておらず異臭がする・排泄の介助をしない・髪、ひげ及び爪が伸び放題・汚れのひどい服や破れた服を着せている・日常的に著しく不衛生な状態で生活させる・必要とする衛生面や排泄などについての介助を行わない ●室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてある・劣悪な住環境のなかで生活させる ●褥瘡（床ずれ）ができているにもかかわらず、体位の調整や栄養管理を怠る ●病気やけがをしても受診させない、又は制限する ●学校に行かせない、又は制限する ●必要な福祉サービスを受けさせない、又は制限する ●他の人に暴力を振るう患者に対して、何ら予防的手立てをしていない ●同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待を放置する
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること、その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ることをいう。 【具体例】 ●年金や賃金を渡さない ●本人の同意なしに財産や預貯金を処分し、又は運用する ●本人の同意なしに金銭、年金等を管理して渡さない ●日常生活に必要な金銭を渡さず、又は使わせない ●本人の意思や能力にかかわらず、業務従事者が本人の金銭等を過剰に管理する ●本人の所有している物品を不当に処分する

5. 高齢者虐待

5-1.定義

①このマニュアルにおいて「高齢者」とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。） 第2条第1項に規定する 65 歳以上の者をいう。

②このマニュアルにおいて「高齢者虐待」とは、高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

・「養護者」とは、高齢者虐待防止法第2条第2項に規定する養護者をいい、高齢者の金銭の管理、食事、介護等の世話その他生活に必要な行為を管理し、及び提供している者をいう。

・「養介護施設従事者等」とは、高齢者虐待防止法第2条第2項に規定する養介護施設従事者等をいい、養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者をいう。

5-2.類型

高齢者虐待は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えることをいう。

(2) 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせることをいう。
(3) 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
(4) 介護・世話の放棄・放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置その他養護を著しく怠ることをいう。
(5) 経済的虐待 養護者又は高齢者の親族が、当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ることをいう。

6. 児童虐待

6-1.定義

①このマニュアルにおいて「児童」とは、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。)第2条第1項に規定する 18 歳に満たない者をいう。
②このマニュアルにおいて「児童虐待」とは、児童虐待防止法第2条第1項に規定する保護者がその監護する児童について行う行為をいう。
・「保護者」とは、児童虐待防止法第2条第1項に規定する保護者をいい、親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童を現に監護する者をいう。

6-2.類型

児童虐待は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。(1) 身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えることをいう。
(2) 性的虐待 児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせることをいう。
(3) ネグレクト 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置その他保護者としての監護を著しく怠ることをいう。
(4) 心理的虐待 児童に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

7. ドメスティックバイオレンス

DVについては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)に定めるところによるもののほか、配偶者からの暴力に関し内閣府男女共同参画局が示す通知、情報等によるものとする。

8. 虐待への対応

8-1. 家族が虐待の加害者である場合

①家族が加害者である虐待の対応は、地域連携室が行うものとする。
②入院の同意
1)加害者である家族は、医療保護入院の同意を行えない。
2)加害者である家族が唯一の家族である場合は、市区町村長の同意の申請ができる。
③虐待が疑われる場合
《入院適応》
1)虐待やDVを受けていると判断できる資料を収集して記録する。

2)該当者(虐待の被害を受けている本人をいう。以下同じ。)が居住している市区町村に対し、虐待の事実や入院の適応がある旨を伝えるとともに、連携して対応の指示を求める。

《入院不適応》

1)虐待やDVを受けていると判断できる資料を収集して記録する。

2)該当者が居住している市区町村に対し、虐待の事実や入院の不適応であるが帰宅させられない旨を伝えるとともに、連携して対応の指示を求める。

3)虐待やDVの種別に応じ、連携する行政機関に連絡するとともに、保護の対応を求める。

《帰宅可能》

1)虐待やDVを受けていると判断できる資料を収集して記録する。

2)該当者が居住している市区町村に対し、虐待の事実や帰宅可能とみられる旨を伝えるとともに、指示を仰ぐ。

④虐待の通報先

1)平日の時間内にあっては、該当者の居住地の市区町村とする。

※「平日」とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始以外の日をいう。
「時間内」とは、午前8時 30 分から午後5時までをいう。

2)休日等にあっては、虐待の区分に応じ、次のとおりとする。

※「休日等」とは、平日の時間内以外の時間及び平日以外の日をいう。

【障害者虐待】健康福祉部浜名福祉事業所社会福祉課(浜名区役所内)
TEL:053-585-1697 FAX:053-586-5495
※休日・夜間等で緊急的な場合は浜松市役所守衛室(TEL:053-457-2066)

【高齢者虐待】浜名区役所長寿保険課 TEL: 053-585-1123

【児童虐待】浜松市役所こども家庭部子育て支援課 TEL:053-457-2792 FAX: 053-457-3011

【精神科】浜松市 障害者支援課 TEL:053-457-2034

【DV】浜名福祉事業所浜名区役所内 社会福祉課 家庭児童相談室グループ TEL:053-585-1677

※緊急時(明らかな傷害例、安全が確保できない等をいう。)の場合所轄の警察署
(浜北警察署 TEL:053-585-0110)

8-2. 病院内における体制

①虐待(病院内における職員から本人に対して行われる障害者虐待に限る。以下第8の2及び第8の3において同じ。)に関する窓口は、次のとおりとする。

1)虐待に関する職員からの相談及び報告の窓口は、地域連携室とする。

2)虐待に関する本人及び家族等からの相談及び報告の窓口は、地域連携室とする。

※【身体的虐待の具体例】

●平手打ちをする・殴る・蹴る・つねる
●本人の意思にかかわらず、強制的に食べ物又は飲み物を口に入れる・やけどさせる・打撲させる
●車イス、ベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる
●本人の行きたい方向に意図的に行かせないようにする
●柱、イス等(車イス及びベッドを除く。)に縛り付ける
●医療的必要性に基づかない投薬によって、動きを抑制する
●部屋に閉じ込める(医療的必要性に基づく隔離を除く。)
●病院の管理等の都合により、本来は必要のない薬を服用させる

②虐待防止責任者は、虐待防止委員会委員長とし、その職務は、次のとおりとする。

1)虐待又は虐待が疑われる事案に係る相談及び報告を受けること。

2)発生した虐待又は虐待が疑われる事案を関係機関等に通報すること。

3)発生した虐待又は虐待が疑われる事案に係る事実を確認し、及び倫理委員会に報告すること。

4)その他虐待の防止の推進に関すること。

③虐待に係る倫理委員会の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 虐待防止のための計画づくりに係る次の事項に関すること。

・過去、通報すべき案件があったかの振り返りとその対応
・このマニュアルの見直し
・虐待防止等に関する研修の開催

・日常的な医療現場の把握と課題の報告
・第三者の評価

(2) 虐待防止のチェックとモニタリングに係る次の事項に関すること。
・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
・発生した事故(不適切な対応事例を含む。)の状況、苦情相談の内容等の報告(3) 虐待(不適切な対応事例)発生後の対応に係る次の事項に関すること。
・虐待やその疑いが生じた場合における行政の事実確認を踏まえた事案の検証及び再発防止策の検討とその実施並びにこれらの病院長への報告

(4) 虐待が発生した場合において、虐待として通報するかしないかの判断を行わない即時の通報に関すること。

8-3. 病院内における虐待対応

① 職員は、虐待の早期発見に努める。

② 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合

《虐待又は虐待が疑われる事案の通報義務》

1)明らかに虐待を行っている場面を目撃した場合のみでなく、虐待の疑いがある場合は、事実確認がなくとも通報する義務がある。
2)病院内で発生した虐待が疑われる事案について、職員から相談を受けた所属長等又は事務長若しくは相談窓口の担当者が虐待の疑いを感じた場合にあっても通報する義務がある。
3)通報先は、浜松市(虐待担当部署)とする。

《職員の対応》

1)虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、平日の時間内及び休日等にかかわらず、直ちに、所属長等又は虐待防止委員会委員長若しくは相談窓口に報告しなければならない。
2)虐待又は虐待が疑われる事案を発見した職員は、当該虐待又は虐待が疑われる事案について、緊急時と認められる場合には、直ちに、当該虐待に関係する行政機関又は所轄の警察署に通報しなければならない。
※「緊急時」とは、死亡例、明らかな傷害例、本人の安全が確保できない等の場合をいう。
3)本人及び家族等の安心や安全の確保を最優先とし、本人に受診が必要な場合は、速やかに適切な治療が受けられるよう手配を行う。
4)職員は、この報告又は通報を理由として解雇その他の不利益処分を受けることがない。

《虐待防止委員会委員長の対応》

1)虐待又は虐待が疑われる事案について、職員から報告を受けた所属長等又は相談窓口の担当者は、直ちに虐待防止委員会委員長に報告しなければならない。
2)虐待又は虐待が疑われる事案について、職員又は所属長等若しくは相談窓口の担当者から報告を受けた虐待防止委員会委員長は、直ちに、当該事案を関係機関に通報する等適切に対処するとともに、速やかに、当該発生した虐待又は虐待が疑われる事案に係る事実を確認して、倫理委員会の委員長に報告しなければならない。

《倫理委員会の対応》

1)虐待又は虐待が疑われる事案について、事務長から報告を受けた倫理委員会の委員長は、速やかに倫理委員会を開催しなければならない。
2)規程第 11 条の2に基づき、対応する。

《虐待が疑われる職員への対応及び事実確認》

1)虐待が疑われる職員に対し、虐待の疑いの事案が生じた背景を丁寧に確認しつつ、心理状態や現場の状況に配慮した上で事実確認を冷静に行う。
2)関与がないとされる他の職員にも情報収集を行うとともに、並行して事実確認を行う。

③都道府県等から通報を受けた場合

《病院内での対応》

1) 虐待防止委員会委員長は、都道府県等から虐待の報告があった場合には、直ちに倫理委員会の委員長に報告し、倫理委員会の委員長は、速やかに倫理委員会を開催する。
2) 病院内で虐待が発生した際の手順に準じて対応する。
3) 緊急性が高い事案の場合は、都道府県等及び警察等の協力を仰ぎ、本人の権利と生命の保全を優先する。
4) 事実確認の際は、本人の心身状態を配慮し、生命と身体の安全を十分に確保するとともに、本人の負担を最小限に抑えることが求められる。
5) 病院長は、家族に誠意をもって報告及び謝罪を行い、法律に基づいて虐待の実態、経緯、背景等の調査及び再発防止策を速やかに行う旨を伝えるとともに、虐待が発生した組織的及び環境の要因の分析を行う。
6) 病院長は、倫理委員会で明らかとなった虐待の実態、経緯、背景その他の事情について、速やかに家族等及び都道府県等に報告する。

《都道府県等に対する対応》

都道府県等から提出書類を求められた場合は、その指示に真摯に対応する。

③ 発生後の組織的対応

《情報の共有》

虐待の事実を職員間で情報共有を行い、及び再発防止策を講じるとともに、権利侵害や虐待を未然に防ぐことが重要と認識して業務改善を行う。

《再発防止に向けて》

1) 病院長や一部の職員のみで対応せず、病院全体で再発防止に向けた取り組みを行う。
2) 各種委員会を活用してさまざまな意見交換を行い、かつ、他職種かつ多面的な対応を行う。
3) 再発防止計画及び計画書をまとめ、都道府県等から改善計画の提出等の求めがあった場合は、その指示や期日等を厳守して提出する。

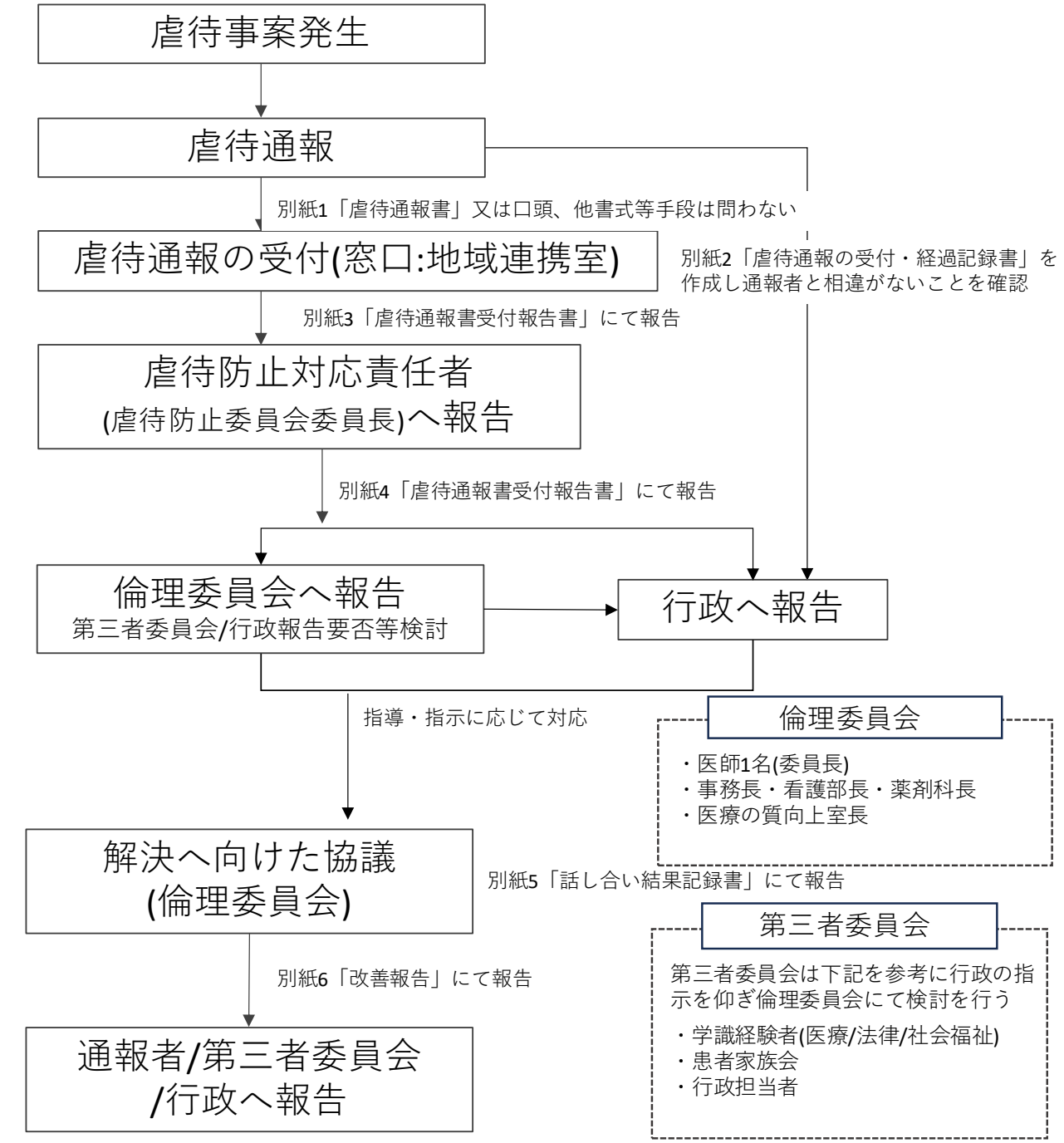
《就業規則の懲戒事由に該当する場合》

虐待が医療法人誠心会就業規則(以下「就業規則」という。)の規定に該当する場合は、当該虐待の加害者である職員に対し、同厳正に懲戒処分を行う。②及び③に定める報告、通報等を行わなかった職員も同様とする。

《就業規則の懲戒事由に該当しない場合》

虐待が就業規則第 57 条及び第 58 条の規定に該当しない場合でも、通報の経緯や虐待が疑われる事案の内容を丁寧に検証し、今後の業務において同様のことが繰り返されないよう、具体的な方策を当該虐待の加害者である職員とともに確認し、及び継続的に支援を行う。

医療法人社団誠心会 虐待発生時対応フローチャート



通報窓口一覧

【障害者虐待】 健康福祉部浜名福祉事業所社会福祉課（浜名区役所内） TEL：053-585-1697
※休日・夜間等で緊急的な場合は浜松市役所守衛室（TEL：053-457-2066）

【高齢者虐待】 浜名区役所長寿保険課　TEL: 053-585-1123

【児童虐待】 浜松市役所こども家庭部子育て支援課 TEL：053-457-2792　FAX: 053-457-3011

【精神科】浜松市　障害者支援課　精神保健グループ　TEL：053-457-2213

【ＤＶ】 浜名福祉事業所浜名区役所内　社会福祉課　家庭児童相談室グループ TEL：053-585-1677

※緊急時（明らかな傷害例、安全が確保できない等をいう。）の場合所轄の警察署（浜北警察署 TEL：053-585-0110）

9.雑則

9-1.職員研修

職員に対する虐待防止のための研修及び教育は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 研修は、全職員を対象として少なくとも年 1 回開催するものとする。ただし、重大な虐待が発生した場合は、倫理委員会が必要と認める研修を実施するものとする。
(2) 教育は、新規採用職員を対象として随時実施するものとする。
(3) 研修及び教育の内容については、虐待の防止に関する基礎的内容等の知識を普及し、及び啓発するものであるとともに、このマニュアルに基づく虐待の防止の徹底を図るものとし、具体的な実施方法及び内容については、倫理委員会が定めるものとする。
(4) 研修及び教育の実施内容(開催日時、参加者、項目等をいう。)については、研修実績簿(別に定める。)により記録するものとする。
(5) 研修実績簿の保存期間は、2年とする。
(6) 職員は、研修及び教育のほか、虐待に関係する機関等により提供される虐待の防止に関する研修会、講習会等に積極的に参加し、患者等の権利擁護及び医療サービスの質の向上を図ることに努めるものとする。

9-2. 成年後見制度の利用支援

家族がいない、又は家族の支援が著しく乏しい患者等の権利擁護が図れるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携して、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

9-3. 虐待等に係る苦情解決

虐待に係る苦情が生じた場合は、誠意をもって対応するとともに、都道府県及び市区町村並びに静岡県健康福祉部障害福祉課精神保健福祉班(TEL:054-221-2920)においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

9-4. マニュアルの閲覧

このマニュアルは、ホームページに掲載するとともに、患者及び家族等は、いつでも自由に閲覧することができる。

9-5. 守秘義務

職員は、虐待及び虐待が疑われる事案に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9-6. 委任

このマニュアルに定めるもののほか、障害者虐待、高齢者虐待及び児童虐待の防止及び対応に関し必要な事項については、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、児童虐待防止法その他障害者、高齢者又は児童に関する法律に定めるところによるものとし、病院内における虐待の防止等に関し必要な事項については、「精神科病院における障害者虐待防止の手引き」(一般社団法人日本精神科看護協会策定)を参照するものとする。

10. 附則

①このマニュアルは、令和6年 4 月 1 日に制定し、同日から適用する。
②このマニュアルは、令和7年 8 月 20 日に改訂
③このマニュアルは、令和 8 年 11 月6日に改訂
(通報先:障害保健福祉課→障害者支援課)

11. 様式集

11-1. 別紙(1)虐待通報書

別紙(1) **虐 待 通 報 書**

通報日:令和 年 月 日
医療法人社団誠心会理事長 宛
下記のとおり虐待行為を申し出ます。

○ 虐待を受けた人(利用者)

(ふりがな) 氏 名				
利用している 施設名	浜北さくら台 病院	介護医療院 浜北さくら台 (通所リハを含む)	居宅介護支援事 業所浜北さくら台	浜北さくら台病院 訪問リハビリテーション
虐待に係る事実のあった日		令和 年 月 日～令和 年 月 日		
虐待の行為(第2条関係)		1.暴行 2.わいせつ 3.健康 4.支援 5.暴言 6.心理的		
虐 待 の 内 容				
(いつ)				
(どこで)				
(誰が)				
(誰に)				
(どのようなことをしたか)				
(要望は)下段参照				

○ 虐待を通報した人(通報者又は申出人)

当事者との関係	1.本人 2.配偶者 3.子 4.兄弟 5.他の家族 6.知人 7.その他( )

本人以外の場合以下も記入ください(申出人)

(ふりがな) 氏 名		電話番号	
住 所	〒		
連絡先住所	〒		

受 付 日	受付担当者			
申出人の要望	第三者委員への報告・助言・立会の要否		要□ 否□ 確認欄〔 〕	
	1.話を聞いて欲しい 2.教えて欲しい 3.回答が欲しい 4.調査して欲しい 5.改めて欲しい 6.その他( )			

投書等匿名による通報であっても、第三者委員に報告し、必要な対応を行うこと(第11条関係)

11-2. 別紙(2)虐待通報の受付・経過記録書

別表(2) **虐待通報の受付･経過記録書**　　(虐待受付担当者記入)

<table>
<tr><td>受付日</td><td colspan="2">令和 年 月 日( )</td><td colspan="3">虐待の発生時期 令和　　年 月 日</td><td>受付
№</td><td></td></tr>
<tr><td>記入者</td><td colspan="2"></td><td>虐待の発生場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">申出人</td><td>氏 名</td><td></td><td rowspan="2">施 設 名</td><td rowspan="2">浜北さくら台病院</td><td rowspan="2">介護医療院浜北さくら台</td><td rowspan="2">居宅介護支援事業所浜北さくら台</td><td rowspan="2">浜北さくら台病院訪問リハビリテーション</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者との関係</td><td>本人､親､子､その
他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="8">申出人が本人以外の場合は、
氏 名　(性別 男･女)(年齢　　歳)
住 所
(連絡先)TEL:　－　　－</td></tr>
<tr><td>虐待の
内容</td><td colspan="7">月　　日
(申出人への確認:</td></tr>
<tr><td colspan="2">申出人の要望</td><td colspan="6">□話を聞いて欲しい □教えて欲しい □回答が欲しい □調査して欲しい
□改めて欲しい □その他( )</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">申出人への確認</td><td colspan="6">第三者委員への報告の要否　　要 □ 否 □ 確認欄(月 日)</td></tr>
<tr><td colspan="6">話し合いへの第三者委員の助言､立ち会いの要否 要 □ 否 □
確認欄(月　　日)</td></tr>
<tr><td>備

考</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

対応経過

解決策

結果

11-3. 別紙(3)虐待通報の受付報告書

別紙（3）**虐待通報受付報告書**

令和　　年　　月　　日
虐待防止対応責任者様
第三者委員　　様

虐待防止受付担当者氏名
このことについて、下記のとおり虐待通報（受付№　　）がありましたことを通知いたします。

記

虐待の受付日	令和　　年　　月　　日（ ）	虐待申出人名	
虐待発生時期	令和　　年　　月　　日	利用者との関係	本人、親、子、 その他（　　）
虐待の内容			

（注）第三者委員への報告は、別紙（2）により確認すること

11-4. 別紙(4)虐待通報受付報告書

別紙（4）**虐待通報受付報告書**

令和　　年　　月　　日
虐待通報者　　様
（当事者及び保護者等）

（第三者委員名）

虐待防止受付担当者から下記のとおり虐待通報（受付№　　）がありましたことを通知いたします。記

虐待の受付日	令和　　年　　月　　日（ ）	虐待申出人名	
虐待発生時期	令和　　年　　月　　日	利用者との関係	本人、親、子、 その他（　）
虐待の内容			

11-５．別紙(5)話し合い結果記録書

別表(5) **話し合い結果記録書**

令和　　年　　月　　日

〔記録者:虐待受付担当者氏名　　〕

虐待申出者氏名: 〔利用者本人でない場合の代理人氏名:　　〕
虐待防止対応責任者氏名:
第三者委員氏名: 〔報告、助言、立会の有・無の確認:　年　　月　日〕
相談日:令和　　年　　月　　日
【虐待申出の内容に関する虐待申出人の意見・希望】 〔申出人の確認:　年　　月　　日〕
【虐待申出の内容に関する虐待防止対応責任者の意見・対応案】
【虐待申出の内容に関する第三者委員の意見・解決策】 〔申出人の確認:　年　　月　　日〕
【改善を約束した内容】 〔申出人の確認:　年　　月　　日〕
【話し合いが不調となった原因・意見の相違点】 〔次回話し合いの日時:令和　　年　　月　　日(　)　時　　分～〕

令和　　年　　月　　日
虐待申出者　又は　代理人　氏名:　〔印〕

11-６．別紙(6)改善結果(状況)報告書

別紙（6）

改善結果（状況）報告書

令和　　年　　月　　日

虐待通報者
（当事者及び保護者等）
　　様
第三者委員
　　様

（虐待防止対応責任者名）
施設長　印

令和　　年　　月　日付の虐待通報（受付№　　）については、下記のとおり改善いたしましたので報告いたします。

記

虐待内容
改善結果